

## 調布市多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「保育所等」という。）を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子どもの健やかな成長を図るとともに、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援することにより、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、子育て支援の充実を図ることを目的とする。

### 第2 定義

この要綱における用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の例による。

### 第3 事業の内容

事業の内容は、次の各号に掲げるところによる。

#### (1) 定期的な預かり

ア 第4に規定する対象児童に対して、保育所等において一定程度継続的（月を単位として複数月）に預かりを実施する。

イ 対象児童について、集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の保育の状況を記録する。

ウ 対象児童を養育する保護者に対して定期的な面談等を実施し、子育てに関する助言等を行う。

#### (2) 要支援児童等の預かり

要支援家庭の児童等（児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童、同条第8項に規定する要保護児童その他保護者の不適切な育児について地域の関係機関が連携していく必要があると市長が認めた者をいう。以下「要支援児童等」という。）に対して、一定程度継続的に預かりを行う場合、関係機関との連携の下、情報共有や定期的な相談支援を行う等、適切な支援を行う。

なお、要支援家庭等に対しても、(1)ウを行うこと。

#### (3) 利用者負担軽減

第9に規定する利用者負担について、低所得世帯等（「安心こども基金管理運営要領」（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知の別紙）の別添37「一時預かり利用者負担軽減事業」2（4）で規定する対象者に準じる。）に対して、別に定める補助基準額に基づき、利用者負担額の一部を補助し負担軽減を行う。

ただし、要支援児童等の預かりについては、実費負担額を補助する。

### 2 事業実施者は、前項第1号に掲げるものを実施するものとし、必要に応じて同項第2

号及び第3号に掲げるものを実施する。

#### 第4 対象児童

対象児童は、主として保育所等に通っていない、又は在籍していない市内に住所を有する乳幼児（原則として零歳児から2歳児まで）とする。

#### 第5 事業の実施場所

事業は、市内に所在する保育所、地域型保育事業（居宅訪問型を除く。）、認定こども園、認証保育所、家庭的保育事業（都制度）、幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、地域子育て支援拠点等で実施する。

#### 第6 設備及び人員基準

設備及び人員基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

##### (1) 利用定員の空きを活用して実施する場合

事業実施場所の別に応じ、東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号。以下「東京都一時預かり事業実施要綱」という。）4（2）で規定する余裕活用型一時預かり事業又は東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）第3の1で規定する都単独型一時預かり事業の規定に準じて実施すること。

##### (2) 前号及び次号以外で実施する場合

東京都一時預かり事業実施要綱4（1）で規定する一般型一時預かり事業の規定に準じて実施すること。ただし、東京都幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業）運営費等補助金交付要綱（平成28年1月19日付29生私振第1162号）第4の3及び東京都公立幼稚園一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業）運営費等補助金交付要綱（平成28年1月29日付27教地義第1312号）第4の3で規定する幼稚園型Ⅱ一時預かり事業実施施設は、幼稚園型Ⅱ一時預かり事業の規定に準じて実施すること。

なお、本事業の対象となる乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）の6割（保育従事者が2人の場合は1人）以上は、保育士又は看護師（助産師及び保健師を含む。）（以下「保育士等」という。）の資格を有する者であること。

##### (3) 専用施設で実施する場合

###### ア 設備基準

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号。以下「条例」という。）第41条及び東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号。以下「規則」という。）第14条に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

また、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合も含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

## イ 人員基準

条例第43条第2項及び規則第16条に準じ、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置することとし、当該保育従事者の数は2人を下回ることはできないこと。ただし、保育士等の資格を有する者を1人以上配置すること。

なお、保育従事者の6割（保育従事者が2人の場合は1人）以上は保育士等の資格を有する者であること。

## 第7 事業の実施等

事業の実施等の手続は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 本事業を実施する者は、調布市多様な他者との関わりの機会の創出事業実施届（第1号様式）により、あらかじめ市長に対し、保育所等における事業の内容及び受け入れ対象児童数等の事業計画等を届け出ること。
- (2) 届出事項に変更が生じたときは、調布市多様な他者との関わりの機会の創出事業内容変更届（第2号様式）により、原則変更後1か月以内に市長に届け出ること。
- (3) 事業を廃止又は休止するときは、調布市多様な他者との関わりの機会の創出事業廃止（休止）届（第3号様式）により、あらかじめ市長に届け出ること。

## 第8 留意事項

本事業の実施に当たっては、次の各号に掲げること留意する。

- (1) 各実施施設等の運営に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。
- (2) 保育所保育指針を参考とすること。
- (3) 預かり中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成29年11月10日付府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号通知）」に準じて、速やかに報告すること。
- (4) 利用当日に預かりの利用がない場合には、対象児童の状況を確認するとともに、必要に応じて、利用の促進を行うこと。特に要支援家庭等の児童の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- (5) 対象児童の家庭において不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関と情報共有すること。
- (6) 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用の対象となる児童に準じ、児童の健康状態の把握に努めること。ただし、全ての児童について健康診断等を一齐に実施することが困難な場合には、保護者から個別に診断書を徴することとしても差し支えないこと。
- (7) 本事業を実施する施設の職員は、事業遂行上知り得た個人情報については、当該業務以外に用いてはならないこと。

- (8) 実施施設は、第7で規定する事業計画等に加え、対象児童の受け入れ実績記録、要支援家庭の児童等に係る支援計画等、必要な書類を整備しておくこと。

## 第9 利用者負担

市長は、本事業の実施に必要な経費の一部を利用者負担とすることができる。この場合において、利用者負担上限額を、原則として、日額制の場合は1日（8時間まで）当たり2,200円、月額制の場合は1月（1日8時間及び1月160時間まで）当たり44,000円とする。

- 2 前項後段に規定する時間を超えて預かりを実施する場合には、これらの上限額を超えて利用者負担額を徴収することができる。この場合においては、1時間当たり275円を上限とした利用者負担額となるよう設定するものとする。

## 第10 補助金

市長は、別に定める要綱により、事業実施者に対し、予算の範囲内において、事業実施に要する経費の一部を補助するものとする。

## 第11 雑則

この要綱に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

第1号様式（第7関係）

第2号様式（第7関係）

第3号様式（第7関係）